

を押すということに関しまして人権問題その他の理由から押捺を拒否をするということが起こっています。京都の崔さんという牧師さんですけれども、この方は拒否をすること、結局裁判になりました。現在、京都地裁で争っています。

実際には、全国の市町村^長会などの話の中でも、指紋の押捺というのは人権問題であるので、なるべくやめた方がいいのではないかという意見も出ているんですけれども、実際、当市における在日外国人の方の外国人登録の状況、登録の状況そのものは、事務報告で、たとえばこのまちに在日外国人の方が七百七名いらっしゃいます。そのうちに在日朝鮮、韓国の方が四百九十一名、中国の方が五十五名というふうに出ておりまして、あとはこの町の特徴といたしましては、アメリカ人の方やそのほかの欧米人の方がほかの町に比べても多いということになっておりますけれども、この場合特に問題になっておりますのは、在日朝鮮、韓国の方についての問題が非常に深刻になっていきます。



当市でのこの現状、それから、市長におかれましては、この在日外国人への外国人登録における指紋押捺の問題についての見解をぜひ伺っておきたいと思っております。

以上が私の一般質問です。

(市長 田村匡雄君又壇)

○市長(田村匡雄君) 遠藤議員さんの御質問にお答えいたします。第一点の横田基地についてでございますが、LC135の常駐と市の対応についてでございますが、この件につきましては、横田基地に常駐するんだというような連絡その他は一切受けておりません。さっき御質問のように、いろいろとお話はございましたが、私も、基地のそれでは対応に変化があったんではないかというようなことでの御質問でございますけれども、基地の態様の变化というのは、前々から申し上げているとおり、部隊の変更とか、あるいは人員が非常に大きく移動したとか、あるいは基地の内部での訓練等が非常に大きな変化があったとかいうのが基地の態様の变化

と私も受けとめておりまして、現在のところ、K.C. 135の飛来等について、一つの訓練という見方で、そういう関係で飛来しているんだというふうに考えておるわけでございます。

それから、都立保育園の市の移管についてでございますけれども、このことにつきましては、九月の定例会で御質問いただきまして、その後におきましては、何ら変化がございません。それから、都の方からの呼びかけ等も、現在来ておりません。二市二町について、私も前々からお話ししているのとおり、二市二町でいろいろと協議してやっていくんだというふうにお話ししてございますけれども、一市二町では、いろいろと話し合いの場につこうというふうなことがなされているとか聞いておりますけれども、私もとしては、現在のところ、九月の定例会で御答弁申し上げたとおりでございます。

それから、第三点目の在日外国人の指紋押捺についてでございますけれども、御承知のとおり、指紋の押捺は、外国人登録法

に基づく国の事務を機関委任事務として市長が受けて執行しているものでございまして、手続等細かく規定され、全国共通に行われております。

御質問にあったこの問題についていろいろと論議があることと承知しておりますが、不正を防ぎ、登録の信頼性を高めること、人権との間で揺れているこの問題について、管理、施行する者としての意見は控えたいと思っております。論議が尽され、一定の方向が早く出るよう希望しますが、それまでの間は、国の方針に沿って事務を進めてまいりたいと考えております。

答弁にかえさせていただきます。

○市民部長（井上久雄君） それでは、遠藤議員さんの九月から十一月期の離着陸の昼夜の回数ということでございますが、お答え申し上げます。

リサイクルセンター内に設置してあります測定器によってのデータでございますが、九月の飛行回数は千五百十五回で、一日

平均五十、五回となっております。このうち昼間、先ほど申し上げましたような時間帯、午前七時から午後七時までの十二時間、この時間帯の中では千二百八十三回、それから夕方の午後七時から午後十時までの三時間で百四十回、深夜の午後十時から翌朝の午前七時までの九時間で九十二回でございます。その最高に飛んだ日は、九月の二日で八十六回、騒音の最高はやはり同じ九月の二日、それと十八日で一一八ホーンということでございます。

それから、十月の飛行回数は、総計で二千五百二十回になっております。一日平均八十一、三回、このうち昼間は、先ほどの時間帯と同じように千八百六十三回、夕刻は五百六十回、深夜は九十七回でございます。

なお、最高に飛んだ日は、十月の三日の百七十五回、騒音の最高は十月二十七日の一・二ホーンということになっております。それから、十一月の飛行回数は総計で千八百三十一回で、一日

平均六十一回、このうち昼間は千四百二十二回、夕刻は二百三十一回、深夜が百七十八回でございます。

なお、最高に飛んだ日は、十一月三日の百二十回、騒音の最高は九日の一・七ホーンでした。

以上、飛行の実態でございます。

それから、三・四目の在日外国人の指紋押捺についての現状でございますが、当市の現状については、現行法上十六歳以上の外国人で、一年以上国内に滞在する者は指紋原票^票外国人登録原票、それから登録手帳に左手人さし指の指紋を押捺するということになっておりまして、指紋原票は法務省が、外国人登録原票は市が、登録手帳は本人がそれぞれ保管することになっております。

それで、現状では、その押捺についての問題は起きておりません。以上でございます。

○十二番（遠藤洋一君） それでは、再質問を続けていききたいと思います。

ます。

一番目のK C 135のこと、一つ大事なことは、連絡がないんだと。僕、何処も同じことを言うんですけれど、連絡がない。連絡がなければ放っておくのかということが一つ。

K C 135は、さっき言いましたとおり、一日ローテーションで飛んでいますから、一日六回、七回なり、一定時間に一定回数飛ぶわけです。そのために、つまり騒音指数がはね上がっていくわけなんです。一二二ホーンに近いような非常に高度な騒音になっている日は、多分グラフなどに出てきているというふうに。

それは、具体的には市民に対する被害の問題ですけども、態様の問題とは違いますが、実際に、それだけの騒音が起きていることをなぜ問い合わせをしないのか。連絡がない。つまり言うのを待つのか。

K C 135が九月の一日から前回の一般質問と十日間以上、きょうの一般質問に至るまで、十一月十四日までの非常に長い間張りつ

ているわけですから、あるいは報道の中では移駐という言葉すら使われているわけですから、一般の市民的常識から言えば、それらのことがあったとすれば聞き返すのではないかと思っているんですが、聞き返したことはあったのか。

つまり、連絡のないことはわかっている。では、こちらの方から、つまり市長の方からそれらを米軍へ問い合わせるようなことをしたのかどうかということ伺っているんです。

それから、態様の中身三つおっしゃいましたけれども、三つおっしゃったうちの一番の部隊の変更に当たることはないのかと思うんですけれども。

いま言いましたように、沖縄にいる第三七六戦術航空団第九〇九飛行隊が、少なくとも米軍用語では「ドロイ」という形で、つまり一時的にここに駐車という表現を使い、いるわけです。とすれば、それはつまり移駐の一部に当たることにならないのかということなんです。これは、つまり日にちがどんどん伸びるという。一年

間の四分の一ですね。半分になり、四分の三になっていけば、いやでも態様に変化が出てくることになるざるを得ないです。

そこも含めまして、市長の见解をもう一回聞きたいですね。

それから、訓練内容の変化の問題というふうにおっしゃってまして、訓練内容の変化というのは、一体どこを示すのかということなんです。

ここ四年間ぐらいの間にずっと調査をしてみますと、C130が市内の上空を飛ぶ一先ほども共産党の原さんが強く言っておられたのは、この市庁舎の上を飛ぶわけですから、この上を飛んだとき、何で、どういうデーターに基づいてその米軍は市内の上を飛んでいるということを言うかと言えば、こういったリサイクルセンターでない所で計測をした形でデーターを出さなければ、飛んじゃっていけばわからないものですから。訓練というのをどういうふうに行っているかということであれば、いまのC130は、最近、ますます市内の上空を飛ぶようになっているのは、訓練の変化にならないか。

あるいは、さっき言いました九月の一日から十一月十四日までの間に、いまのその米軍のいう所の一時的な部隊の移動を行っているKC135が、七回にわたって市内の上空を施回飛行をやっているんです。つまり、市長も窓から外を見てればわかったと思うんです。この辺をKC135がぐーんと飛んでいったこと何回もあるでしょう。ですから、そこは訓練内容の変化だと思わざるを得ないんです。

そういうことで、態様の変化について言ってくるまでではなくて、こちらから言い出すようなことがあるのかどうなのかということをもう一つ伺っておきたいんです。

それから、いま市民部長の方から、いつもですと数だけ聞いていますけれど、この間気がついて、時間が出ますかと言ったら、つまり時間帯が出て来たんです。ちょっと皆さんもびっくりなさったと思いますけれども、夜中の十時から朝七時まで、つまり普通の市民が寝ている時間の飛行回数というのが以外と多いんです。九月は九十二回、十月は九十七回、十一月に關しましては百七

十八回もあるんです。その一つ前のことを考えますと、夕方七時から十時というのは、ちょうどミッドウェーの艦載機が飛ぶ時間帯なんです。ですから、これの数がふえているのはよくわかりますけれども、これ以上に問題なのは、深夜の飛行回数が非常に多いということだと思ふんです。

このデーターをごらんになりました、市長がどのようにお考えかということも伺っておきます。要するに、深夜の飛行回数の飛行回数についての数。

いままでの実は事務報告その他出てますけれども、時間帯で割ってないんです。一日で出ているものですから、どの時間帯が非常にうるさく感じるかということに気がつかなかったんです。これは大変に失敗だと思ひますし、僕らの調査もほとんど時間の関係で昼間、日中時間しかできませんので、夜中の飛行回数まではなかなかわからなかったんです。こうやって出てきてみると、これはなるほど、夜中というのはうるさい原因を持っている

んです。

それで、こう出てきた資料を見て、市長はどのようにお考えかということを伺っておきたい。

それから、二つ目の都立保育園の移管の問題です。

いままでたくさん父母の方やあるいは働く皆さんたちが、一つは保育内容の問題、それから働く人たちの待遇の問題、身分の問題、それから、この市におきましては、特に受け入れによる財政負担の問題が非常に大きいということで、市議会におかれましては財政負担の面から反対をすることになる。

僕は、そこでもう一遍市長に伺っておきたいんですけれども、二市二町と歩みを合わせるということに関しましては、たとえほかの残った一市二町がどのような形で交渉のテーブルにつこうか、がんばるというふうに受け取ってよろしいのかというふうに思っているわけです。

当然、ほかの町が、鈴木都知事から保育園の移管について

の依頼を受けまして、それに基づいてたとえば瑞穂町、あるいは羽村、青梅などでは、それぞれたとえば瑞穂ですと九月の九日に、青梅ですと九月の八日という形で返答を出しているんです。さらに、羽村ですと九月のほぼ同時期なんですけれども、この返答は八月二十五日に青梅でお集まりになって協議をなさったのではないかなと思うんですけれども、それに基づいて返事をなさっているんじゃないかなと思います。

△前回の一般質問のとき、八月二十五日に担当部局は集まりましたかというふうに伺ったんですが、そういうことは無いというふうに返答をいただきました。それは部長からいただいたんだけれども、考えたら担当部局の集まるわけはなくて、移管対象になっている市長さんや町長さんたちの集まりがあったのかなというふうに思うんですけれども、そういう集まりをすでにこの移管に関してほかの町長さんや市長さんなどと御相談なさったのかどうかということをご伺っておきたいと思えます。

それから、同時に、ほかの町のなさったことです。とやかく言うことはできないと思いますが、ほかの一市二町で、こういう形で少なくともテーブルにつきますという文書を出し始めたわけですね。

そこで、もう一遍伺っておきたいのは、一市二町か二市二町と、つまり二市二町で足並みをそろえるのではなくて、福生市としてはどうしても受け入れがたいんだということを進めていくというふうに思いますけれども、そのところをもう一回確認をしていただきたというふうに思うわけです。

どうしても不安が残りますのは、ほかの一市二町と状態や事情がそんなに大きく違っていると思いませんか、ほかの町もそんなに財政的負担等々で、交渉のテーブルだけにはつかざるを得ないことになっているんじゃないかなと思います。福生の場合、がんばってほしいと思いますので、そうはあっても、二市二町と歩みを分かつことになるかもしれないけれども、市議会やあるいは父母

の方たちの意見、それから、市そのものの見解で、反対をしてくんだということについてもう一回市長に伺いたいと思います。

それから、三番目の在日外国人の問題で、いかにも簡単に市長さんは、市が受けたことだから、不正を防ぎながら今後もうまくいくように意見は差し控えたいとおっしゃっているんですが、これは御存じですか。

第五十三回全国市長会議の中で、そのうちの十八項目ですが、都市行財政制度の改善についての第八の項目で、外国人登録事務を円滑に遂行するために、次の処置をすること。「外国人登録法に基づき、在日外国人に義務づけられている押捺及び登録証明書の常時携帯を廃止するように制度改正をすること」ということが市長会で採択されたんじゃないかというふうに思っているんですけど、これはまさか御存じないことはないと思いますすけれども、いかがですか。

それと、いまの問題につきましまして、何を問題にしているかとい

いますと、一つは、非常な人権問題があるわけです。

たとえば、去年の三月に東村山市で、十六歳になったばかりの少年がパトカーに連れ込まれて、それは、その十六歳になったから外国人登録を持たなければいけないですけれども、そういうことも町の警察がわかっていて、その子が持っていないことがわかって、さうとつかまえてしまったんです。その子のお父さんが朝鮮総連だということに関係してまして、そういうトラブルが起きたり、あるいはあちこちで問題になっているのは、たとえばおふろ屋さんにいきなり行って、外国人登録を見せろと言って、裸だから見せられなくて、あるいは学校の授業中踏み込むとか、わりとひどい例がたくさんあります。

その中の極致は、十一月の二十一日、朝日新聞でも報道になっているので御存じだと思いますけれども、外国人登録原票を警察官が自由閲覧しているという事件が起こったんです。

これはどこで起こったかという点、要するに板橋の区の職員が

証言報告と裁判の中であるわけです。そのときに警察が入ってきて、ぱつと原票を窓から見せてしまう。なおかつ、もちろん、それは必要なことがあれば見ることができる。法律で、外国人登録法の中にあるんです。ただ、自由閲覧とはなっていないんです。それで、そのときの区の職員、裁判の中の証言でも、しはしば二人でやってきて、見ていくんだと怒ったりしまして、ものすごい人権問題なのと一緒に、もう一つは、この指紋の問題があったわけです。原票を提示するのは法律的なことですから当然なんですけれども、指紋も合わせて出してほしい、指紋に関するの法律的な細かい規定はないんです。ですから、窓の判断で行うことになると思うんです。

ぬが福生市におきましては、こういったような形で、警察と言っても公安警察ですけれども、警察の公安係が来たときに、その対応というのは、一体原則的にはどのようなにしているのかということをぜひ担当の方からも聞いておきたい。

ことしは、御承知のとおり、世界人権宣言第三十五周年ということで、人権を守りましょうという声が非常に大きい。その中で、ぬが福生市を除きますと、全体の三多摩の二十六市の中で、あちらこちらの市や町にある朝鮮総連やあるいは韓国居留民団から、この指紋に関する請願、陳情が出ておりまして、そのときはむろん、幾つもの市で採択をしているんです。

その中での市長さんの意見を伺ったわけですが、ぜひもう一回、市長のこれに対する見解、意見を差し控えたいとおっしゃってますけれども、市長会がこういうことになってますけれども、一体どういうことですかということをお願いしたいのと、それから、ぜひ窓口業務のことで、実際に運用はどういうふうになっているかということをお伺いしたいと思います。

○議

長（田村匡雄君） 自席からお答えいたします。

KC135の関係でございますけれども、確かに私も、飛行機が油を積んでいく飛行機なので、離着時には大変うるさいと

いうことも承知しております。

そういったことで、全然来ているのを知らないで、防衛庁へもどこへも何とも言わないのかというようなお話してございますけれども、もちろん私としてもそういったことは承知しております。口頭では何回か防衛施設庁の方へ申し出をしております。

それと、もう一つは、大韓航空機の墜落事故等があった時点で、そういったものが一時的に来ているんだと、来ているんじゃないかと、はっきりは来ているということとは防衛施設庁では言っておられませんですけれども、そういったことで普通よりも長い期間横田を使用しているんじゃないかというようなことは聞いておりますけれども、防衛施設庁の方にしても、米軍の方からこういったこととで、C135がどこかの飛行場から来ているというような連絡等は全然ないそうでございます。

そういったことで、私も、ずいぶんこの件につきましてはいろいろと交渉しておりますけれども、いずれにしても、まだ訓練

というかそういったことが必要で、少しの間駐留しているんだという見解のようです。それで、どうしても一時的にいるんだというのが米軍の考えのようでございます。

それから、夜中の飛行訓練についてでございますけれども、この件についても非常にいろいろと市民の皆様には御迷惑をかけて、また連絡等も来ておりまして、防衛施設庁が口頭でございまして、けれども、施設庁長官、それから東京局長の方へはこれも数回連絡をしております、もちろんこの飛行で福生を含めての件で、航空の離着陸には一つ十分気をつけてくれと、それから、市内の上空はぜひひとつ飛ばないでくれというようなことは再三申しておりますところでございます。

それから、都立保育園の移管の問題でございますけれども、これは先ほども申し上げたとおり、九月の定例会でお話したとおり、その後の変化は人玉然来ておりません。ただ、私も、過日お話ししたとおり、五十六年の六月に意見書が議会の方から出てお